

日本国内で発行された私文書の認証および UAE における公証・認証手続きに関するガイド

2026 年 8 月

日本貿易振興機構(ジェトロ)

ドバイ事務所

貿易投資相談課

報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、現地法律事務所 Amereller が 2025 年 9 月に作成したレポートを、許可を得た上でジェトロの HP に掲載したものです。その後の法律改正などによって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは作成元の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本報告書はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本報告書にてご提供する情報に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求めください。

ジェトロおよび Amereller は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロおよび Amereller が係る損害の可能性を知らされていても同様とします。

本報告書に係る問い合わせ先：

日本貿易振興機構（ジェトロ）

ドバイ事務所

E-mail：info_dubai@jetro.go.jp

海外ビジネスサポートセンター

貿易投資相談課

E-mail：SCB-SUPPORT@jetro.go.jp

JETRO

本報告書作成元：

Amereller

One at Business Bay, 14th Floor, P.O. Box
97706, Business Bay, Dubai, UAE

Tel：+971 4 432 3671

HP: <https://amereller.com/office/dubai>

1. はじめに

アラブ首長国連邦（以下「UAE」）の政府機関に提出する、日本国内または外国で発行された私文書については、認証を受けることが求められる場合があります。以下、日本国内で発行された私文書の認証手続きおよび UAE における公証手続きについて説明します。

なお、本書は、2025年9月15日時点で有効な情報に基づいて作成されていますが、政府機関の手続や受理要件等は事前通知なく変更されることがありますので、あらかじめご了承ください。

2. 公証と認証が必要な書類

日本企業が UAE において以下の手続きを行う際には、日本および UAE の関係機関による認証を受けた（１）企業の存在を証明する会社定款および登記簿謄本と、（２）委任状により選任された法的代表者（Legal Representative）に関する書類の提出が必須です。

- UAE において会社や支店（現地法人）を設立し、現地法人の株式を取得すること
- 現地法人の株主として、会社の職務執行権を有するマネジャー（Manager）などを選任・解任すること
- 現地法人の株主として、株主総会に参加し、株主総会の議決証明書や株主決定書に署名すること
- 現地法人の銀行口座を開設すること

また、現地法人のマネジャーは、弁護士や代理人を正式に選任したり、契約書への署名や、通知書の発行などを行う必要があるため、これらの書類について、UAE の公証役場において、公証を受けることが求められます。

なお、日本国民は個人であっても、現地法人の設立、株式の取得、弁護士の選任などの際に、UAE の公証役場で書類に公証人の面前で署名し、当該書類について、公証を受けることが可能です。

一方で、日本企業がこれらの手続きを行う場合は、在日 UAE 大使館で認証を受けた委任状をもって選任された法的代表者を介する必要があります。

3. 日本国内で発行された私文書の認証手続き

現在、UAE は外国文書の認証を不要とする条約、いわゆる「ハーグ条約（認証不要条約）」に加盟していません。そのため、公文書・私文書を問わず、日本国内で発行された書類については、在日 UAE 大使館の認証が必要となります。

日本の公的機関が発行する公文書の場合、まずは日本国外務省が認証をし、その後在日 UAE 大使館による認証を受けます。

日本国内で発行された私文書の場合、まず日本国内において、公証役場および法務局での公証手続きを経た後、外務省による認証を受け、その上で在日 UAE 大使館の認証が必要とな

ります。その後、UAE 国内の UAE 外務省および法務省において、アラビア語に翻訳された書類についてのみ認証を受けます。

外務省ウェブサイトでも「申請の流れ」をご確認いただけます。

https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/page22_000607.html

① 書類の作成に関する留意点

書類を作成する場合には、以下の点にご留意ください。

- **書類が日本語で作成されている場合は、英訳と翻訳証明書の添付が必要です。**
翻訳者に特別な資格は求められておらず、日本語および英語を十分に理解している者であれば差し支えありません。
※翻訳証明書の雛型については添付 1 をご参照ください。
- **会社発行の書類（委任状、議決証明書、誓約書、レター等）は、必ず会社のレターヘッドをご使用ください。**
会社のレターヘッドが使用されていない場合、たとえ認証を受けていたとしても提出先の UAE 当局において真正な書類とみなされず、受理を拒否される場合があります。
- **UAE 側では委任状等の署名者の役職（肩書き）については厳格に問われません。**
社長に限らず、部長や一般社員であっても、日本の公証役場において署名が認証されていれば有効とされます。
- 一般的に、署名に加えて社印を押印することで、文書の信頼性が高まるとされています。
- **書類は必ず片面カラー印刷とし、裏面は白紙で印刷してください。書類はホチキス留めされないようにご注意ください。**
- **委任状を作成する場合には、委任する範囲を具体的かつ詳細に記載することが重要です。**
多くの政府機関は委任状の内容を厳格に審査するため、かかる内容が明記されていない場合、書類の受理が拒否される場合があります。また、各政府機関ごとに判断基準が異なることもあるため、フリーゾーン庁向けに作成された法人設立用の委任状の雛型は、フリーゾーン外での使用には適さない場合があることにもご留意ください。
- **委任状の受任者が個人の場合、委任状に受任者のパスポート記載通りの氏名、国籍および旅券番号を明記してください。**
受任者がアマレラー法律事務所に所属する弁護士であっても、受任者は個人とみなされます。

- 株主から会社代表者への委任状には、復代理権の有無について明記する必要があります。
- 日本の文部科学省認可の学校が発行した書類を認証する場合は、英文での書類発行を学校に依頼し、公証役場を経由せず、直接日本の外務省にて公印確認を受けてください。公証認証を受けた書類は認証不可です。

② 日本国公証役場による認証

公証役場にて対象となる書類について公証人から「ハーグ条約非加盟国」向けの私署証書認証（外国向け私文書の認証）を受けます。

③ 日本国法務局および日本国外務省による認証

公証人が認証した書類について、法務局にてその公証人の所属する（地方）法務局長による公証人押印証明を取得します。その後、外務省においてその法務局長の公印が間違いないことの証明（公印確認）を受けます。

ただし、北海道（札幌法務局管区内）、宮城県、東京都、神奈川県、静岡県、愛知県大阪府および福岡県の公証役場を利用する場合には、申請者からの要請があれば、公証人の認証、法務局の公証人押印証明および外務省の公印確認を一度に取得できる「ワンストップ・サービス」が受けられます。かかるサービスを利用した場合には、法務局や外務省に出向く必要がなくなります。

④ 在日 UAE 大使館による認証

上記①～③の認証を受けた書類を在日 UAE 大使館・総領事館にて領事認証を受けます。議決証明書および委任状の認証の場合、受任者全員の旅券の写しの提示が求められる場合があります。提示する際は、旅券の写しを、認証を受けたい書類にホチキス留めされないようご注意ください。

<在日 UAE 大使館（総領事館）>

〒153-0064 東京都目黒区下目黒 1-8-1 アルコタワー7 階 （移転日：令和6年9月2日）

電話：03-5489-0804 内線 1 番 メール：TokyoEMB@mofa.gov.ae

ウェブサイト：<https://www.mofa.gov.ae/en/missions/tokyo>

<受付時間>

申請：午前 9 時 30 分から午前 11 時 30 分まで

受領：午後 1 時 30 分から午後 3 時 30 分まで

- 申請および受領は、領事部窓口でのみ受け付けており、郵送対応不可です。
- 来館の事前予約はご不要ですが、臨時休館することがあるため、来館前に直接ご確認されることをお勧めいたします。

- ラマダン期間中は営業時間が変更となる場合があります。
- メールをお送りいただく際は、お名前、会社名（該当する場合）、お電話番号を明記ください。

<必要書類>

- 上記①～③の認証を受けた書類原本（※注1）
- 上記書類のカラーコピー1部（全ページ）
- オンライン支払の領収書のコピー（確認メールではなくハードコピー。ATS-から始まる申請番号、Transaction 番号、およびお支払い合計金額が明記されているもの）。詳細は下記「支払い方法」をご参照ください。
- 来館者本人の顔写真付き身分証明書（例：運転免許証、パスポート）。大使館入館時、受付に提示を求められます。

※注1

- 原則、過去6カ月以内に発行された書類のみ認証可能です。
- 原則、手書きの書類は認証不可（署名欄を除く）です。
- 日本の文部科学省認可の学校が発行した書類を認証する場合は、英文での書類発行を学校に依頼し、公証役場を経由せず、直接日本の外務省にて公印確認を受けてください。公証認証や法務局の印章を受けた書類は認証不可です。
- 委任状の受任者が個人の場合は、受任者の旅券の写しも持参してください。委任状に、受任者の旅券表記通りの氏名、国籍、および旅券番号が明記されていることを確認されます。

<支払い方法>

認証手数料の支払いは、UAE 外務省のオンラインポータル (<https://www.mofa.gov.ae/en>) にて UAE パス (<https://uaepass.ae/>) を利用してのみ可能です。オンライン決済手順については、添付2の在日 UAE 大使館からのガイドラインをご参照ください。領事部窓口での決済、銀行振込等には対応していません。

決済後1日以上経過しますと容易にキャンセルができなくなるため、決済のタイミングは、申請日前日の午後以降を推奨しています。

認証手数料は、商用文書（定款、登記簿謄本、議決証明書、委任状など）は、1通当たり 2,000 ディルハム、個人文書（戸籍謄本など）の認証手数料は、1通当たり 150 ディルハムです。

手続きは、代理人に委任することも可能です。ご参考までに、在日 UAE 大使館がお勧めする代行業者を以下にご案内します。

CUTBELL International Legal Affairs Office

TEL : 03-6416-4990 FAX : 03-6416-4991

<https://www.cut-bell.com/>

Vamos Corporation

TEL : 03-3433-1543 FAX : 03-3578-1780

<http://www.vamos.co.jp/vamos-trade-1.html>

Ryo Haishima Certified Administrative Procedures Legal Specialist Office

TEL : 03-6261-3550

<https://certification.jp/>

<認証を受けた書類の UAE への送付>

在日 UAE 大使館認証スタンプ (参考)



上図の在日 UAE 大使館の認証を受けた原本を UAE に送付します。

当事務所宛てにご送付いただく場合には以下の住所と連絡先をご利用ください。その際必ず DHL などのクーリエサービスのお問い合わせ番号 (Tracking Number) をお控えください。EMS は、届かない場合がありますので、ご利用にならないことをお勧めします。

Amereller Legal Consultants

One by Omniyat, #1402 Business Bay

Dubai, UAE

Tel: +971.4.432.3671

4. 日本以外の UAE 国外で発行された私文書の認証手続き

シンガポール、香港、英国、オランダ、米国などに所在する日本企業の海外子会社が発行した書類を UAE 政府機関に提出するために認証する場合、日本国内で発行された書類の手続きとは異なります。あらかじめ手続きについてご確認ください。

5. UAE 国内における手続き

日本における認証手続きを受けた書類の原本が UAE へ送付された後、UAE 国内において以下の認証手続きを行う必要があります。

① UAE 外務省による認証

UAE 外務省にて、在日 UAE 大使館（総領事館）の領事認証に対する認証を受けます。認証手数料は、1 通当たり AED150 になります。

UAE 外務省の認証スタンプ（参考）



② 認定翻訳業者によるアラビア語訳

ドバイの一部のフリーゾーンでは、書類のアラビア語訳の提出を求めない場合が多いですが、他の当局から翻訳された書類の提出を求められることもあるため、UAE 政府認定の翻訳業者によるアラビア語訳を準備しておくのが望ましいとされています。

認定翻訳業者に書類のアラビア語訳の作成を依頼し、かかる翻訳業者の捺印を受けます。

認定翻訳業者のスタンプ（参考）



③ 法務省による認証

アラビア語訳された書類は UAE 法務省からも認証を受ける必要があります。認証費用は、1 通当たり AED50 になります。

UAE 法務省によるアラビア語翻訳に対する認証 QR コード（参考）



以上の①～③の認証手続きを完了後、該当する UAE 政府機関に書類を提出することができます。

6. 書類の保管等

認証手続きが終わった書類の保管等に関し、以下の点にご注意ください。

- ドバイの多くのフリーゾーンでは、現地法人の設立時に定款と登記簿謄本の原本の提出が求められ、これらの原本は通常フリーゾーン庁によって保管されます。ただし、銀行口座の開設等で原本が必要となった場合には、フリーゾーン庁は当該書類を一時的に持ち出すことを許可することがあります。
- 委任状などの原本は必ず社内で保管するようにして下さい。
- UAE 公証役場や UAE 政府機関に対して委任状などの書類を提示する場合、写の提出を求められる場合があるので、(1)原本、(2)アラビア語訳、(3)原本の移し、(4)アラビア語訳の写しの 4 通を持参してください。

添付 1

翻訳証明書

私、[氏名]は、英語および日本語に通じており、それらの言語の翻訳が堪能であることを、ここに証します。

さらに、私は、私がここに添付された下記の文書を正確に翻訳したことを誓います。

記

1. [社名] [文書名]

以上

令和 年 月 日

[氏名]

TRANSLATION CERTIFICATE

I, [Name of translator], do hereby swear that I am fluent in both Japanese and English languages and a competent translator thereof.

Further, I swear that I have translated the documents stated below and attached hereto correctly and accurately.

Note:

1. [Name of Document] of [Name of Company]

[Date]/[Month]/[Year]

[Name of translator]

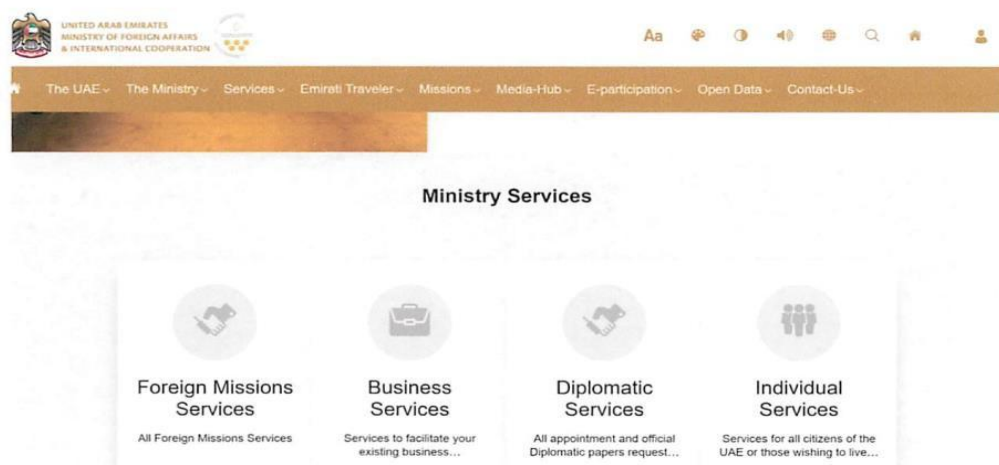
添付 2

Guidelines on How to Make Payment for Attestation of Individual/Commercial documents

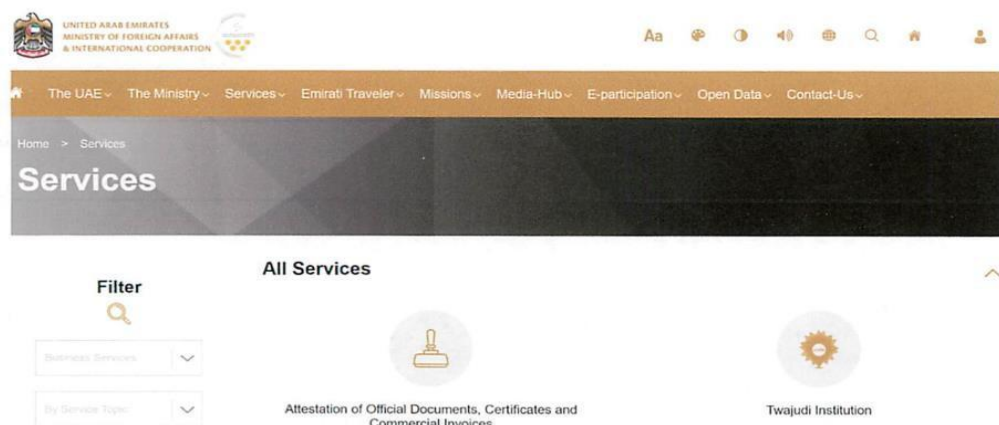
❖ Submission of Application:

Step 1: Go to UAE MOFAIC website at <https://www.mofaic.gov.ae/en>, select “Business Services”.

(The online portal only supports Google Chrome)



Step 2: Go to option “Attestation of Official Documents...” and select “Apply”.



Step 3: You will be directed to Login Page.

*Kindly log in as **Individuals/Companies eDAS 2.0**

A. Login to your account to access to the application page:

B, For new users kindly create new account through "Individuals/Companies eDAS 2.0"

UNITED ARAB EMIRATES
MINISTRY OF FOREIGN AFFAIRS

Aa [Icons]

The UAE - The Ministry - Services - Emirati Traveler - Media-Hub - E-participation - Open Data - Careers - Contact-Us

Foreign missions / Government

E-mail*

Password*

[Forgot your password?](#)

Login Register

Individuals/Companies eDAS 2.0

Login with UAE PASS

OR

A single trusted digital identity for all citizens, residents and visitors.

Step 4: Once you've logged in, you will be directed to the details page.

A. Click on the option "UAE Embassy and Consulate abroad"

B. Select the country as "Japan"

C. Click "Next"



UNITED ARAB EMIRATES
MINISTRY OF FOREIGN AFFAIRS
& INTERNATIONAL COOPERATION



Aa













Welcome Tokyo
Japan

The UAE ▾The Ministry ▾Services ▾Emirati Traveler ▾Missions ▾Media-Hub ▾E-participation ▾Open Data ▾Contact-Us ▾

Where would you like to attest?



Attestation in the UAE

✓



UAE Embassy and Consulate abroad

how do I know where to attest?

Documents issued in the United Arab Emirates
Documents must first be attested in the UAE (select Attestation in the UAE). Once documents are attested, you can apply for attestation at a UAE Embassy or Consulate abroad

Documents issued outside the United Arab Emirates
Documents must first be attested by a UAE Embassy or Consulate abroad or by an accredited foreign mission in the UAE. Once documents are attested, you must apply online for attestation in the UAE available on MoFAIC's official website or UAE MOFAIC smartphone application

Please select the Location required for Attestation

Select Country *

Japan ▾

Select Mission *

UAE Embassy in Tokyo ▾

Next

Reset Form

11

Copyright ©2026 JETRO. All rights reserved. 禁無断転載

Step 5.1:

- For Commercial (DH2000) documents, select Document Type as “Commercial Documents”
- For Individual (DH150) documents, select Document Type as “Individual Affairs Documents”

The screenshot shows the UAE Ministry of Foreign Affairs website. At the top, there is a navigation bar with links: The UAE, The Ministry, Services, Emirati Traveler, Missions, Media-Hub, E-participation, Open Data, and Contact-Us. Below the navigation bar is a progress bar indicating the status of the document attestation process: 0% Fill Form, 33% Pending On Payment, 66% Payment Confirmation, and 100% Request Submitted. Below the progress bar is a section titled "Document type" with a note: "The maximum number of documents for attestation is based on courier selection". There are three options for document types: Individual Affairs Documents or Certificate of Origin, Commercial Documents, and Invoice. Each option has a description of the documents it covers.

Individual Affairs Documents or Certificate of Origin
Includes but not limited to: educational documents (certificate & transcripts are treated as two different documents) - birth certificates - death certificate etc.

Commercial Documents
Includes but not limited to: contract or agreement - commercial registration - appointment of a manager or a director - minutes of meeting of board of directors or partners etc.

Invoice
commercial documents with proof of sale of any items or products

Step 5.2:

1. Select the Origin of Document as “Issued outside UAE”
2. Select the Document Origin Country as “Japan” and insert the quantity as 1
3. Check “Yes” (For document attested by the Ministry of Foreign Affairs of Japan)
4. Click “Add”

The screenshot shows the "Document Info" form on the UAE Ministry of Foreign Affairs website. The form has three main sections: Origin of Document, Document Origin Country, and Total Number of documents to be attested. The Origin of Document is set to "Issued outside UAE". The Document Origin Country is set to "Japan". The Total Number of documents to be attested is set to "1". Below these sections is a question: "Is Document(s) attested by the Ministry of Foreign Affairs of Japan or an approved governing body for UAE Embassy/Consulate in Japan?". The answer is "Yes". At the bottom of the form are two buttons: "Add" and "Close".

Document Info

Origin of Document *
Issued outside UAE

Document Origin Country *
Japan

Total Number of documents to be attested *
1

Is Document(s) attested by the Ministry of Foreign Affairs of Japan or an approved governing body for UAE Embassy/Consulate in Japan ? *

☒ Yes ☐ No

Add **Close**

Step 6: Ensure all the details are correct. Then, you may click “Submit” to proceed for submission:

- If you wish to add more documents into the application, click “Add New” and repeat the above steps (See “Step 5.1” and “Step 5.2”).
- If you are an agent representing multiple companies/individuals, make a payment separately for each company /individual to avoid cancellation.

[Home](#) [The UAE](#) [The Ministry](#) [Services](#) [Emirati Traveler](#) [Missions](#) [Media-Hub](#) [E-participation](#) [Open Data](#) [Contact-Us](#)

Document Type	Origin of Document	Document Origin Country	Quantity	Fees per document		
Individual Affairs Documents or Certificate of Origin	Issued outside UAE	Japan	1	150		

First Previous **1** Next Last

+ Add New

Are you applying for the service on behalf of others ? *

☒ I am the applicant ☐ On behalf of someone

Attestation Location

Country *

Japan

Mission *

UAE Embassy in Tokyo

Submit

Back

Reset Form

Payment:

For Payment of application:

1. Check the Acknowledgement box
2. Click "Pay"

Service: 1

Arabic Service Name: رسوم التصديق على صور الشهادات والفاكس السريع

English Service Name: Fees of attestation on Photo of certificates and bills fast

Unit Price: 150 AED

Quantity: 1

Amount: 150 AED

Total Amount: 150 AED

Domestic banks transaction fee rate 1.4% exclusive of VAT and International banks transaction fee rate 2% exclusive of VAT, and applicable to Dynamic Currency Conversion (DCC).

☒ I acknowledge that all the above stated information is valid, and I will be legally accountable in case any of such information is incorrect.

mastercard VISA PayBy Samsung Pay

Pay Back To Workspace

- Payment can only be made by VISA or MasterCard
- Confirm the amount and fill in the Credit Card details
- Confirm the payment and print the receipt to be presented at the UAE Embassy in Tokyo for attestation of the document.
- Please note that credit cards with special features may not be compatible with the system.
- Please note that cancellation of the payment can only be made within 24 hours.

*The Embassy requires the hard copy of receipt upon submission